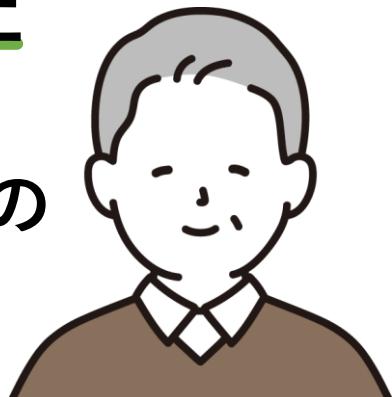


満65歳以上の運転免許証保有者の方へ

令和6年
4月から

ペダル踏み間違い防止

安全運転支援装置の設置費用を助成！



助成割合：装置の価格を含む設置費用の90%以内

助成上限：6万円

※交付は1人につき1回限り

助成の対象となる装置や自動車は次のとおり！



どんな装置が助成の対象になるの？

国土交通省の性能認定をうけた

ペダル踏み間違い急発進等抑制装置が対象となります。

(認定を受けているかについては設置店にお問い合わせください。)



どんな車でも助成の対象になるの？

①自家用で乗用又は貨物車（二輪除く。）

②車検証に記載の「使用者」が申請者と同一な車

③リースでもレンタルでもない車

この3つを満たしている自動車が対象となります。

申請の方法



設置費用助成 の 手続き

- ① 市役所窓口またはホームページで次の2つの申請書を入手する。
 - ・交付申請書（様式第1号）
 - ・装置設置証明書（様式第2号）
- ② 整備工場などで『ペダル踏み間違い防止装置の設置』と『装置設置証明書（様式第2号）の記載』を依頼する。
- ③ 設置費用を支払い、次の2つの書類を整備工場からもらう。
 - ・領収書
 - ・装置設置証明書（様式第2号）
- ④ 設置の日から6ヶ月以内に、下記書類を持参のうえ市役所までお越しください。
 - ・交付申請書（様式第1号）
 - ・②で整備工場からもらった書類
 - ・運転免許証の写し
 - ・自動車車検証の写し
 - ・申請者本人名義の口座がわかるもの（通帳等）
- ⑤ 後日、設置費用の90%以内（上限6万円）を振り込みします。

計算した金額に千円未満の端数がある場合は
これを切り捨てます。ご了承ください。



お問い合わせ先

根室市役所市民生活部生活環境課交通市民生活担当（1階）
電話番号：0153-23-6111（代表）
<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/>